

令和元年10月10日

保護者各位
(家庭数配布)

大田区立仲六郷小学校
校長 山本 秀一

台風19号接近に伴う児童の登下校の対応について

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、ご案内のとおり、10月12日(土)から13日(日)ごろにかけて、台風19号が関東地方に接近するおそれがあるとの予報が出ております。当日は本校の休業日に当たるため、児童の登下校への影響は少ないものと思われませんが、基本的にはこれまでどおり「**自然災害への初期対応に関する大田区立学校のガイドライン**」に基づき、下記のとおり対応することをご確認ください。

記

「自然災害への初期対応に関する大田区立学校のガイドライン」より

暴風警報・特別警報対応

(1) 臨時休校

- 午前6時に大田区へ暴風警報又は特別警報が発令されている場合は自宅に待機し、午前7時に大田区へ暴風警報又は特別警報が発令されている場合は、臨時休校とする。

(2) 学校留め置き

- 下校時に大田区へ暴風警報又は特別警報が発令されている場合、児童を学校に留め置く。
- 暴風警報又は特別警報が解除されるまでは児童を学校に留め置き、解除後に方面別の集団下校を実施する。なお、小学校については、午後6時以降に暴風警報又は特別警報が解除された場合、保護者による引き取り下校を実施する。

※ ただし、台風等による自然災害の状況に応じて、(1)(2)以外の対応が必要な場合は、**教育委員会事務局**より別途指示する。

なお、暴風警報以外の警報や注意報の発令時は原則として登校となりますが、保護者の方が「安全な登校は困難」と判断する場合は、児童を無理に登校させずご家庭に留め置くこともできます。その場合は、必ず学校にご連絡ください。また、天候が回復してから登校するときは、安全のため保護者等が付き添うようにしてください。

※ 先日の台風15号接近の際は、交通機関の運休等により、教職員の出勤に大きな影響がありました。状況によっては、暴風警報又は特別警報が解除となった後も、授業の実施が難しいケースもあり得ます。必要に応じて学校緊急連絡システムのメール配信等により連絡したいと考えております。